

# 豊橋市起業支援事業費補助金 申請時チェックリスト

※申請する前に必ずチェックをお願いします。申請は1回限りです。申請書と一緒にこのチェックリストを提出してください。

↓確認や書類が準備できていたら点を記入

申請人：

No	チェック	必要書類	確認事項
1		—	・開業もしくは会社を設立前に事業を営んでいないか（いわゆる法人成りは対象外）
2		—	・市内に本社（個人については住所）があるか ・納税地が豊橋市である方が対象 ・適法に事業が営める場所かどうか確認しているか（例：市街化調整区域等）
3		—	・No.2以外に事業所（店舗等）がある場合、それも市内か
4		—	・フランチャイズチェーンではないか
5		—	・キャバレー、ナイトクラブ、風営法第2条第5項の性風俗関連特殊営業や同条第13項の接客業務受託営業ではないか
6		—	・補助金の対象となる経費は算出できているか （補助申請日までの経費、設備・備品に係る費用は10万円以上のものが対象）
7		—	・市税を滞納していないか
8		交付申請書兼実績報告書 （様式第1）	・住所または所在地は正しく記入されているか 法人：登記事項証明書に記載されている本店所在地 個人事業者：住民票に記載されている住所 ・記入漏れはないか
9		【法人】登記事項証明書の写し	・発行から3か月以内のものの写しで、法人の設立日が申請日の1年以内か（法務局で入手）
		【個人事業者】開業届と受信通知の写し	・開業日が申請日の1年以内か ・国税電子申告・納税システム（e-Tax）で届出したものか ・委任通知の写しがない場合は、税務署が発行する「申告書等の提出について」が添えてあるか
10		補助対象経費に係る領収書等、 出金したことがわかるものの写し	・領収書などの宛て名は申請者又は屋号と同じであるか ・どの部分を取り組んだ事業に係る経費か分かるものか ・支払い及び納品が全て終わっているか ・配偶者又は1親等内の親族や、これらを代表者とする親会社等から購入したものでないか ・経費の内訳が分からない場合はNo.11も用意してください
11		補助対象経費に係る契約書、 請求書、請求書等の写し	・領収書の金額について数量や単価、品番が分かるものか（必要に応じて準備してください）
12		補助対象事業を実施したことが 確認できる写真又は成果品	・遠くから撮った、備品等の全体が分かる写真やカラーコピー（HP等の場合はスクリーンショット等） ・近くから撮った、備品等の品番、商品名が分かる写真やカラーコピー
13		特定創業支援等事業相談 カルテ（様式第2）又は これに準ずるもの	・とよはし創業プラットフォーム参画機関による指導を1か月以上かけて4回以上受けているか ・準ずるものは、以下(1)～(3)のいずれかの写し ○豊橋商工会議所発行 （1）創業塾の修了証 ○金融機関発行 （2）創業希望者相談票 （3）とよしん女性起業塾の修了証
14		とよはし創業プラットフォーム参画 機関による指導及び助言を受け 作成した起業から3年以上の 事業計画書（様式第3）	・すべての項目に記載があるか（競合関係は必ず3つ記載してください）
15		所得証明書の写し	・発行から3か月以内のものの写しで、事業収入がないか （起業前に事業を営んでいないことを証明するため、事業開始前年のもの）
16		許認可証の写し	・許認可を要する業種の場合のみ必要。許認可が不要な場合でも、それを証明するものの写し （例：建設業は、許認可が不要であることの証明できるもの（直近の請求書等の写し））
17		起業してからの収支がわかる資料の写し	・売上げや仕入れ、かかった経費について、事業者名、取引の年月日、相手方の名称、金額、日ごとの合計額等を記載したものの直近1か月の分の写し（会計ソフトで管理している場合は、スクリーンショット等） （例：売上台帳、出納簿、仕訳帳等）
18		債権者登録申請書	・補助金を振り込む口座が記載してあるか
19		通帳の写し	・補助金を振り込む金融機関口座の通帳表紙の写し 及び 金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号が確認できるページの写し
20		その他	・物件を借りて事業を行う場合は、賃貸借契約書の写し ・市街化調整区域で事業を行う場合は、市長の印が押された「予定建築物等以外の建築等許可申請書」の写し